



2024年度利用開始 鎌倉市にかいどう子どもの家

・いなむらがさき子どもの家入所手続きについて



最新情報については鎌倉市のホームページをご確認ください。



「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。入所については、明日葉への申請が必要です。第二・稲村ヶ崎小学校区以外の子どもの家の入所については、直接施設へお問い合わせください。（9. 子どもの家一覧をご参照）

I 子どもの家の利用について

(1) 利用資格（次の全てに該当する方が対象です。）



ア お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。

イ お子様が小学校に就学していること。

ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと（居宅内労働は対象）。

*就労以外の理由としては産前・産後休暇中を含みますが、育児休業中は含みません。

(2) 利用時間

学校開校日	放課後～午後6時（午後7時まで延長利用可）
学校休校日（月～金曜日）	午前8時～午後6時（早朝利用可、午後7時まで延長利用可）
学校休校日（土曜日）	午前8時30分～午後5時30分（早朝利用可、夕方延長利用 不可 ）

*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

(3) 休所日 日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 利用料金※延長・早朝利用料は延長・早朝利用者のみ発生

利用料	月額7,000円（同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額）
延長・早朝利用料	それぞれ100円/回（同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額）

*利用料は、令和7年度は月額7,500円となります。

*上記以外におやつ代等の費用がかかる場合もあります。各子どもの家ごとに異なります。

2 入所申請手続き *5月以降に利用開始を希望される方については、4月以降に受付します。

(1) 4月利用開始希望者の受付について

申請期間	令和5年(2023年)11月1日(水)～15日(水)
申請方法	申請書類一式を作成のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。 ① 各子どもの家まで提出 【受付時間】上記期間の平日：午前10時～午後7時 上記期間の土曜日：午前10時～午後5時 詳細については各施設にお問い合わせください。 ② 郵送(11月15日(水)消印有効) 【あて先】 ・にかいどう子どもの家 〒248-0002 鎌倉市二階堂912-1 ・いなむらがさき子どもの家 〒248-0023 鎌倉市極楽寺3-2-3
結果通知	令和6年(2024年)1月下旬頃に郵送で通知
入所説明会	令和6年(2024年)3月2日(土)午後2時～4時(会場：各子どもの家)(予定)

*上記受付期間後も次のとおり4月利用開始希望者の受付を行います、上記受付児童を原則優先します。

締切：2月15日(木)、28日(水)、3月15日(金)、29日(金)(いずれも郵送不可。3月29日締切分は4月16日以降利用開始)

(2) 入所申請に必要な書類について

子どもの家ホームページから入手することができます。

ア 子どもの家入所申請書（※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付）

*通学する小学校が決定しないため入所申請する施設が確定しない場合は、入所する可能性のある施設すべての分の入所申請書をご提出ください。（ただし複数施設の入所はできません。）

イ 就労等証明書（または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類）

*受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、後日就労等証明書をご提出ください。

ウ 児童健康調査票（*裏面の地図も作成をお願いします。手書きでなくても構いません。）

エ 子どもの家利用質問表



3 早朝利用の申請について

学校休校日に限り、午前7時15分から受け入れが可能となります。

早朝利用開始日の二週間以上前の平日までに、『子どもの家早朝利用申請書』を提出してください。

利用期間の末日より前に早朝利用を中止する場合は、中止日の一週間前までに『子どもの家早朝利用中止届』の提出が必要です。

4 延長利用(夕方)の申請について

子どもの家開設日の平日（月～金曜日）のみ、利用時間を午後7時まで延長して利用できます。

なお、利用される場合は、保護者（または保護者に代わる方）のお迎えが必要となります。

事前申請なしでご利用いただけますので、申請書類の提出は不要です。



5 利用料の支払い方法について

利用料のお支払いは、銀行口座より引き落としを行います。

6 利用料の減免について

世帯の状況に応じて、利用料の減免が受けられる場合があります。入所承認通知書が到着後、『子どもの家利用料減免申請書』に必要書類を添えて、各こどもの家へ提出してください（郵送可）。

世帯の状況	添付書類（*1）
生活保護世帯	保護受給証明書
市民税非課税世帯	世帯全員の市民税非課税証明書
就学援助受給世帯	就学援助費交付決定通知書
災害（震災、風水害、火災等）を受けた世帯	り災証明書

7 子どもの家での事故等への対応について

子どもの家では、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、子どもの家の利用中や、来所または帰宅途中にお子様がかげがをして病院へ行った場合は、見舞金支給の対象となる場合がありますので、子どもの家の支援員にその旨を連絡してください。なお、見舞金は保険会社から保護者に支払われます。

8 子どもの家を退所する場合

入所後、申請された入所希望期間より前に退所される場合は、『子どもの家退所届』の提出が必要です。退所日の一週間前までに子どもの家へ提出してください。

9 子どもの家一覧

<令和6年(2024年)4月1日時点(予定)>

	施設名	所在地	電話&FAX	利用定員	対象小学校区	指定管理
明日葉	にかいどう子どもの家「めだか」	二階堂 912-1	23-7532	50	第二小	○
	いなむらがさき子どもの家「いなほ」※1	極楽寺 3-2-3	24-8354	36	稲村ヶ崎小	○
指定管理施設	だいいち子どもの家「うみがめ」	由比ガ浜 2-9-13	25-1481	53	第一小	○
	おなり子どもの家「こばと」	御成町 18-35	24-1822	62	御成小	○
	しちりがはま子どもの家「なみのね」	七里ガ浜東 5-3-3	33-2233	23	七里ガ浜小	○
	こしごえ子どもの家「かもめ」	腰越 5-2-10	31-0179	57	腰越小	○
	にしかまくら子どもの家「こまどり」	津 1069	31-3010	32	西鎌倉小	○
	ふかさわ子どもの家「すずめ」	梶原 1-11-1	47-1418	60	深沢小	○
	ふじづか子どもの家「かなりや」	寺分 418-10	46-5357	36	富士塚小	○
	やまさき子どもの家「めじろ」	山崎 2456-1	43-0454	66	山崎小	○
	おおふな子どもの家「つばめ」	大船 2-10-3	44-1490	54	大船小	○
	おさか子どもの家「ひばり」	大船 2135	44-6070	51	小坂小	○
	いまいずみ子どもの家「うぐいす」	今泉 2-13-1	43-5270	28	今泉小	○
	たまなわ子どもの家「うさぎ」	玉縄 1-860	47-1293	60	玉縄小	○
	うえき子どもの家「さわがに」	植木 66-6	47-4011	31	植木小	○
せきや子どもの家「やまゆり」	関谷 468-1	44-5462	36	関谷小	○	

* 私立・国立小学校に通学の場合は、居住地の施設が対象です。

※1 いなむらがさき子どもの家は、小学校内の教室に設置しています。

【お問い合わせ先】

9 子どもの家一覧に記載のある住所または電話番号にご連絡ください。

